

特定非営利活動法人CCL寄付金の取扱いに関する規則

規則第4号

2019年1月22日制定

2026年5月21日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人CCL（以下「本法人」）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において寄付金とは、本法人の定款第5条に規定する特定非営利活動を財政的に支援する目的で寄付される現金及び有価証券をいう。

(取り扱い事務)

第3条 寄付者は、寄付金の申込みに当たって申込書に次の事項を記載する。

(1) 寄付者の住所、氏名、所属団体又は機関

(2) 寄付金又は有価証券の額

2 前項の規定にかかわらず、寄付者が匿名を希望する場合には、本人の意向を尊重し、氏名等の記載を省略、または非公開とすることができる。

(受け入れの制限)

第4条 本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄付金を受け入れることができない。

(1) 寄付金の使用について、寄付者が個別に用途の検査を行うとするもの。

(2) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができるとするもの。

(3) 反社会的、政治・思想的企業、団体又は個人からの寄付にかかるもの。

(4) その他、本法人の目的にそぐわないもの。

(受け入れ時の取り扱い)

第5条 本法人は、寄付金が納入された時は、寄付者に礼状及び領収証書を発行するとともに、寄付者の同意を得てホームページにて公開する。なお、寄付者の同意が得られない場合は、ホームページ等での公開は差し控えるものとする。

(報告)

第6条 本法人は、寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る活動計算書、事業報告書等を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(用途指定寄付の完了後の取扱い)

第7条 用途が指定された寄付金について、当該事業の中止又は完了により残余金が生じた場合は、原則として寄付者の意向を確認するものとする。ただし、寄付者の意向が確認できない場合又はあらかじめ承諾を得ている場合は、本法人の目的を達成するための他の事業に充当することができる。

(雑則)

第8条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2019年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、2026年5月21日から施行する。